

7 東近江行政組合消防本部
(滋賀県)の事例

7 東近江行政組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	101
②広域化実現までの手順の概要	102
③協議会設置までの手順	104
④協議会の事務の流れ	107
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	109
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	112
⑦広域化による具体的なメリット	114
⑧新体制移行後の課題等	116

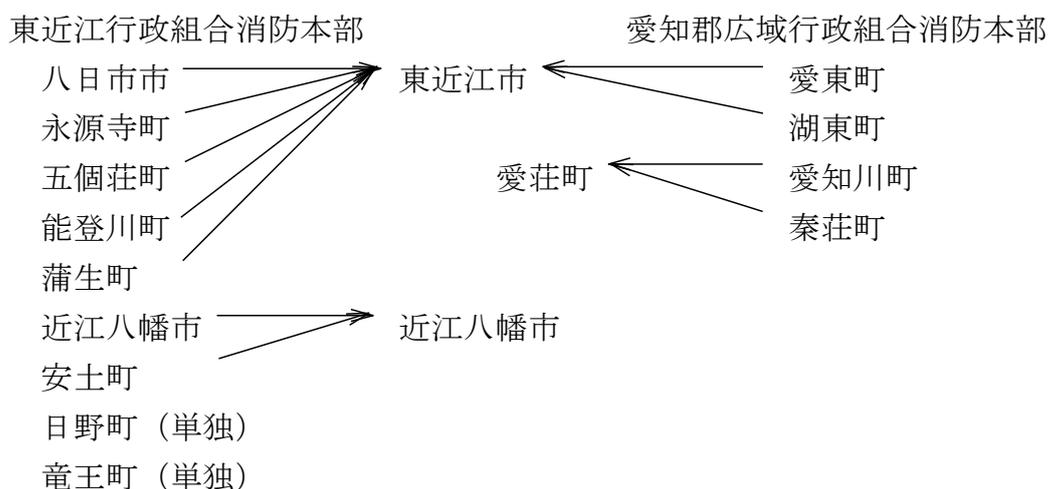
1 広域化対象地域の地勢・概要

東近江行政組合消防本部（以下「新東近江」という。）は滋賀県のほぼ中央部、琵琶湖岸から三重県境鈴鹿山脈までを管轄する面積 766.07 平方 km、人口 25.6 万人の地域です。JR 新幹線、JR 琵琶湖線、名神高速道路等が通り、昔から交通の要衝であり、織田信長の安土城址、近江商人の発祥の地など歴史に彩られた地域であります。

平成 20 年 3 月に「滋賀県消防広域化推進計画」が策定され、東近江行政組合消防本部（以下「旧東近江」という。）と愛知郡広域行政組合消防本部（以下「旧愛知郡」という。）は平成 24 年度末までに広域化することとなりました。

その背景には、国が進めた市町村合併がありました。当初の両組合の構成市町は、旧東近江が 2 市 7 町、旧愛知郡が 4 町でありました。八日市市を中心としたグループは平成 17 年 2 月 11 日と平成 18 年 1 月 1 日の 2 度の合併により、1 市 6 町をまとめて東近江市が誕生しました。これによって、東近江市は市域の中に 2 つの消防本部を抱えることとなり、両消防本部のそれぞれの生い立ちから人口規模、予算規模が異なり、同じ市民でありながら消防サービスに差が生じ、両消防本部の広域化は避けて通れないものとなりました。

また、他にも市町合併により旧東近江は 2 市 2 町、旧愛知郡は 1 市 1 町の構成となりました。



2 広域化実現までの手順の概要

「滋賀県消防広域化推進計画」が平成 20 年 3 月に策定されましたが、その後の足取りは重く、管内構成市町の広域化への醸成はなかなか進みませんでした。

前述したように、市町合併後の東近江市は市域に 2 つの消防本部を持つこととなりましたが、それ以外の市町は圏域の周辺地域にあたり、広域化のメリットが実感できないという状況でありました。

また、旧愛知郡を構成する愛荘町においても、小規模ながらも人口に対して潤沢な職員数を擁し、十分消防責任を果たしているといった思いがあり、大規模災害への対応や、今後の消防諸施設への大きな投資といった諸課題に対して問題意識の希薄が感じられました。

そういったことから、平成 20 年度については、水面下では多少の動きはあったものの、表だったものは有りませんでした。

平成 21 年 4 月 23 日、第 1 回「消防広域化検討会議（旧東近江組合主管課長・消防主管課長合同会議）」を立ち上げ、ようやく端緒を開くこととなりました。同年度には第 3 回まで検討委員会を開催し、年度末には旧東近江管理者会で旧愛知郡との広域化にかかる条件等が協議されました。

平成 22 年度には両組合の事務方で「消防広域化研究会」を設置し、種々検討するとともに、旧東近江組合主管課長・消防主管課長合同会議に諮りました。旧東近江が抱える諸課題、財政試算、分担金等都合 10 回の会議を開催し、管理者会への報告と、更に推し進めるため副市町長をメンバーとする「東近江消防広域化検討委員会」を立ち上げました。

平成 23 年 6 月 15 日、管理者会において前記検討委員会での合意事項について了承されました。翌 7 月 12 日に初めて旧東近江組合議会の議会代表者会議において、広域化に関する基本的事項の説明を行いました。ここに漸く旧愛知郡との広域化について正式に進めることとなりました。

翌 8 月 1 日に消防広域化にかかる旧愛知郡との協議を持ち、双方の考え方の確認を行い、以後名称を「広域化事務会議」とすることとなりました。

以後 10 月 11 日まで広域化事務会議、旧東近江組合主管課長会、旧東近江管理者会、旧東近江議会代表者会議を計 10 回開催し、10 月 18 日に「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」第 1 回幹事会を開催するに至りました。

その後、広域化幹事会、第 2 回幹事会を経て、11 月 1 日第 1 回「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」開催の運びとなりました。以後 11 月 22 日第 2 回、平成 24 年 1 月 10 日第 3 回、1 月 31 日第 4 回、2 月 13 日第 5 回広域化協議会において全ての提案項目の協議が整い、広域消防運営計画の承認を得て 3

月 6 日に広域化調印式を終えることが出来ました。

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ

広域化協議会設置に至るまでについては、2 手順の概要で述べたとおりですが、協議会設置までにかかなりの時間を費やしたことから、調印までの時間短縮を図る上で、構成市町の議会承認を省くために法定協議会でなく、任意協議会を選択しました。

(2) 規約の策定

協議会設置要綱は事前に広域化事務会議で詰め、それぞれの組合議会で承認を得ました。

協議会設置要綱施行日 当初 10 月 1 日から 10 月 14 日に変更

9 月 22 日 旧愛知郡組合議会全員協議会で承認

9 月 30 日 旧東近江組合議会全員協議会で修正

10 月 14 日 旧愛知郡組合議会で修正案を承認

(3) 協議会の組織（協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合）

協議会の構成員は次のとおりです。

東近江消防・愛知郡消防広域化協議会 名簿		
委員		
近江八幡市	市長	富士谷 英正
東近江市	市長	西澤 久夫
日野町	町長	藤澤 直広
竜王町	町長	竹山 秀雄
愛荘町	町長	村西 俊雄
東近江行政組合	議会議長	寺村 義和
近江八幡市	代表議員	川崎 益弘
東近江市	代表議員	杉田 米男
日野町	代表議員	對中 芳喜
竜王町	代表議員	岡山 富男
愛知郡広域行政組合	議会議長	辰己 保
東近江市	代表議員	西澤 善三
愛荘町	代表議員	本田 秀樹
説明員		
東近江行政組合事務局	局長	山本 清人
	総括管理課長	田井中 丈三

東近江行政組合消防本部	消防長	久保 善久
	次長	大橋 善之
愛知郡広域行政組合事務局	専任副管理者兼局長	加藤 晴吾
	次長	奥村 耕
愛知郡広域行政組合消防本部	消防長	磯部 亀三郎
事務局		
東近江行政組合消防本部	主監兼総務課長	西村 純次（事務局長）
	総務課参事	田中 豊昭
	総務課課長補佐	山添 裕司
愛知郡広域行政組合消防本部	次長兼庶務課長	北村 卓三
	庶務課庶務係長	川瀬 重明

協議会としての予算は特に組まず、支出もありません。
事務局も専任ではなく、通常業務の中で遂行しました。
協議会設置要綱は次のとおりです。

東近江消防・愛知郡消防広域化協議会設置要綱

（趣 旨）

第1条 東近江行政組合消防本部と愛知郡広域行政組合消防本部（以下「両消防本部」という。）を広域化するため、東近江消防・愛知郡消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両消防本部の広域化に関する協議
- (2) 広域消防運営計画の作成
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広域化に関し必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会に会長1人、副会長2人を置き、協議会構成員の互選によりこれを定める。

3 協議会には、協議会運営の所掌事務に関し、必要な助言又は協力を求めるため参与を置くことができる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 6 条 会長は、会議の議長となる。

2 前項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じて関係市町及び両消防本部職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第 8 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び会計)

第 9 条 協議会の事務を処理するため東近江行政組合に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 協議会に要する経費は、両消防本部で均等に負担する。

4 前項の会計事務は東近江行政組合が執行し、愛知郡広域行政組合は当該負担分を支払う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 14 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

広域化協議会構成

協議会	両組合構成市町の市町長 両組合議会の議長及び各市町代表議員
幹事会	両組合構成市町の主管課長
事務局	両組合・両消防本部の担当者

4 協議会事務の流れ

(1) 特に留意すべき点について

協議会のメンバーについては、3(3)協議会の組織のとおり、事務方で十分協議しそれぞれの構成市町の市町長と代表議員にお願いしたのですが、旧東近江組合議会で両組合議長を追加するように指摘されました。当協議会には学識経験者など外部の方には入っていただいてませんが、メンバーの人選については十分な協議が必要と思われます。

(2) 協議会設置の準備期間

平成23年7月12日に旧東近江の議会代表者会議において、東近江側の広域化するための条件を提示し、組合議会の承認を得て初めて正式に旧愛知郡側にアプローチをしました。

その後10月1日に協議会設置を計画しましたが、前記(1)のとおり指摘があり、協議会設置は10月14日となりました。

(3) 広域消防運営計画の協議期間

協議会での調整項目としては、広域消防運営計画に定める事項として26項目、組合規約に規定する事項として12項目、途中1項目を追加して計39項目を協議しました。

旧東近江と旧愛知郡はいずれも一部事務組合であったこと。両組合の人口規模、職員数、予算規模からして、協議中はいくまで対等な広域化であることをお互いが主張していましたが、暗黙のうちに吸収合併という雰囲気があったこと。これらのことから、調整項目の多くは東近江に倣うものが多く、短期間に協議が整いました。

第1回協議会	平成23年11月1日	23項目提案	
第2回協議会	平成23年11月22日	11項目確認	12項目提案
第3回協議会	平成24年1月10日	24項目確認	4項目提案
第4回協議会	平成24年1月31日	4項目継続協議	
第5回協議会	平成24年2月13日	4項目確認	広域消防運営計画承認

また、広域消防運営計画は協議会で確認されたものから順に作成していたことと、第5回協議会で継続協議4項目が確認されることを前提に作成済みであったことから、全項目確認後に追加提案で広域消防運営計画を示し、承認を得ました。

組合規約を変更するにあたり、構成市町の議会議決が必要であり、各市町

3月議会に間に合わせるために急いだものです。

構成市町の議決を受け、県知事へ規約変更許可申請をし、3月30日に知事の許可を受けました。

調整項目と進捗状況は別紙のとおりです。

(4) 新体制への移行期間

広域化後の新東近江の発足は平成24年度中とのことでありましたが、より早く広域化のメリットを享受するために平成24年10月1日と決めました。従って、半年の間に指令システムの調整、会計処理ソフトの更新、防火衣・活動服の新調など移行にかかる事項を整えました。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

両組合とも現状維持の一部事務組合方式とし、スケジュールは、滋賀県消防広域化推進計画では平成 24 年度中でありましたが、少しでも早く広域化のメリットを享受したいとの思いから平成 24 年 10 月 1 日としました。

(2) 組織

旧東近江の名称、本部の位置を継続しました。旧愛知郡の 1 署 2 出張所をそのまま継続することで、4 課 5 消防署 4 出張所とし、部隊運用は旧東近江に合わせることにしました。

(3) 職員の処遇等

職員定数は、それぞれの定数 241 人と 61 人を合算し 302 人とすることで了解を得ましたが、構成市町は市町合併の思いが強く、大幅な実員減を求められましたが、交渉の末 4 人減の 298 人で発足しました。

旧愛知郡職員の身分は、平成 24 年 9 月 30 日に退職し新東近江で採用することとしました。現階級は保障することとし、広域時の 10 月 1 日には昇格も降格も一切ありませんでした。従って、旧愛知郡の消防長の階級は消防司令長であったことから、予防課長として処遇しました。この背景には、旧愛知郡の消防長が最年長者ではありましたが、55 才という年齢であったことも影響しています。翌年 4 月 1 日には消防監に昇格させ八日市消防署長としました。

給与については、両組合とも国家公務員行政職給料表(一)に準拠していますが、旧東近江は 7 級制、旧愛知郡は 6 級制であったことから、7 級制に統一し、現給を保障すると共に格差の是正は必要に応じて調整するとしました。実態として平成 26 年度中に調整を終える予定です。これについては、広域化協議会において旧愛知郡の組合議員から旧愛知郡職員の給与是正について強く要望があったものです。

また、退職手当制度は旧東近江は退職手当基金を持っていましたが、旧愛知郡は県退職手当組合に加盟していたことから、旧東近江の退職手当基金に相当する人数分の金額を基金に繰り入れることとしました。

(4) 施設整備

本部庁舎、消防署所にあつては現状を維持するとしました。旧東近江では昭和 48 年 49 年建築の庁舎が 1 署 2 出張所あり、建築計画がありましたが、

広域化により見送られている経緯があります。一方旧愛知郡は1署2出張所とも平成17年から19年に建築されており、これを統廃合により見直すという事は非常に困難なことでありました。従って、庁舎整備については広域化後新たに計画を作成することとしました。

また、車両整備については調整することとし、特殊車両の重複を避けるべくはしご車、救助工作車の整理を進めています。

(5) 経費負担等

どこの本部でもそうであるように、これが一番の難問題でした。

両組合とも経費は基準財政需要額割で負担していましたが、しかし、両組合では管轄人口・世帯数・面積・署所数・職員数に大きな開きがあり、例えば職員1人が受け持つ人口では旧東近江920人と旧愛知郡577人のように、全体的に旧愛知郡は旧東近江に対して高コスト体質でありました。

このことと、現状の署所は継続するということから、単純に基準財政需要額で経費負担すると、旧東近江の東近江市以外の周辺市町では負担額が増加することとなり、広域化協議の端緒にもつけない状況でした。

両組合構成市町が納得できる負担方法を種々検討する中で、様々な財政シミュレーションの中から一定の負担割合の数値を導き出しました。

また、旧愛知郡の署所を廃止することなく、旧東近江に倣った職員配置により旧愛知郡職員のほとんどを配置することとなるため、次のとおりとなりました。

①人件費、署所運営経費は広域化前の組合区分により負担する。

②本部経費は共通経費とする。

③共通経費は、それぞれの単独時における平成25年度以降の試算状況により、広域化前の組合区分ごとに東近江78.12%、愛知郡21.88%の割合で負担する。

④指令台の接続にかかる経費は、現愛知郡広域行政組合が負担する。

⑤経費は、広域化前の組合区分ごとに算出した後、当該年度の基準財政需要額の比率に応じて各構成市町の負担額を算出する。

などとなり、漸く決着しました。

(6) 消防団等との連携確保

旧東近江では当初2市7町の組合（市町合併により2市2町）であったことから、当初から団事務は各市町で行っていますが、団長連絡協議会を組織し、消防本部が事務局を持ち、初任団員教養、機関員教養、幹部教養などの教育訓練や団長・消防主任との視察研修を重ね、消防団とは非常に良好な関

係を構築してきました。

旧愛知郡管内の団は1市1町であります。東近江市消防団はすでに旧東近江のメンバーであり、残る愛荘町消防団長が団長連絡協議会に加入することで、2市3町の繋がりがより強固なものとなりました。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携確保

広域化前から各市町の防災会議の委員として管轄署長が参画しており、広域化の前後で特別変更になった点はありません。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設立手続

両組合とも一部事務組合でしたので、組合規約の変更手続のみ行いました。

3月6日に広域化調印式を行い、各組合の構成市町において必要な規約改正のための議会議決をいただきました。いずれも3月議会開会中でしたので追加提案という形で上程していただきました。

各構成市町の議決結果を知事に上申し、3月30日に知事から規約改正の許可をいただきました。

(2) 住民への周知

広域化の準備段階並びに協議中には、取り立てて住民への周知活動は行っていません。協議会の結果を逐一ホームページで公開されている所もありましたが、一切行いませんでした。

広域化調印後、知事の許可が下りてから各構成市町の広報誌に掲載を依頼しました。また組合ホームページへの掲載、地域ケーブルテレビ、地域FM放送での消防枠において広報をしました。

(3) 条例改正及び予算の準備

広域化に伴う条例改正は、①公告式条例、②職員定数条例、③在職期間通算条例、④手数料条例、⑤消防本部及び消防署の設置条例、⑥火災予防条例の6本でした。10月1日広域化を前にした9月25日の組合議会定例会で可決いただきました。

また、予算については補正予算を同日に可決いただきました。条例改正の準備は特に日を要したことはありませんが、予算の準備は3ヶ月位要しました。

(4) 長及び議員の選任準備

広域化とは言うものの実態としては吸収合併の態様であるので、旧東近江の管理者がそのまま引き継ぎました。

組合議員の定数については、市町合併の都度議員提案により協議の上決定されてきた経緯があり、今回の広域化については協議会において、町は慣例により2人、市は人口規模により東近江市が1人増の7人と決定され、計3人増の18人となりました。

それを受けて、関係市町で10月末までに選任いただきました。広域化後

の初議会は12月の定例議会でした。

(5) 職員の身分の移管

広域消防運営計画で身分は、

『愛知郡広域行政組合の消防部局の職員は、平成24年9月30日をもって退職し、東近江行政組合において採用する。

消防長の階級を消防正監とし、組織に合わせ階級、補職を適正に配置する。

なお、現階級は保障するものとする。』

としており、市町村合併でもよく用いられる手法を採用しました。

なお、旧東近江では過去にこのようなことがあり、その時に「東近江行政組合構成市町職員及び中部地域消防組合職員等の東近江行政組合職員としての在職期間の通算等に関する条例」を制定しており、今回一部改正により旧愛知郡職員を含めることで対応しました。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

	消防隊	専任救急隊	兼任救急隊	専任救助隊	兼任救助隊	兼任梯子隊
旧東近江	10	4	3	1	1	2
旧愛知郡	4	0	3	0	1	1

消防体制という面では、旧愛知郡にとって大いに強化されました。火災出動で初動3隊、追加1隊それ以上は非番招集しての対応だったのが、旧東近江の出動体制に倣って、第1出動4隊+救助隊+救急隊、更に第2、第3出動と増強できるようになりました。

救急車も3隊と重複時には不安がありましたが、3倍以上になり集団救急事案にも対応できるようになりました。

旧愛知郡だけでなく、旧東近江でも第3出動規模の災害時には消防隊の余裕に不安がありましたが、十分対応できることとなりました。

また、災害出動には直近出動体制を取っていますので、両組合の境界線がなくなることで、境界線周辺への現場到着時間が大幅に短縮されました。重複救急事案でも署所間距離の短縮により従前より現場到着時間が短縮されています。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

旧東近江は30年来、各署予防係に予防査察専従員制度を取り入れ、特定防火対象物、危険物製造所、給油取扱所、移動タンク貯蔵所には基本的に毎年、他の対象物、危険物施設にも2～3年に一度の割合で査察を実施し、違反是正、火災予防に取り組んでいますが、旧愛知郡では十分な予防要員が確保できずに査察は十分ではありませんでした。

広域化に伴い、旧東近江の予防体制で取り組んでいます。

救急業務は全隊を専任化することは叶いませんが、両組合とも高度化には取り組んでいますので、広域化による特別なメリットは感じていません。

(3) 高度な装備・資機材の整備

旧東近江では広域化により特に高度な装備・資器材を整備したものはありませんが、旧愛知郡は15m級のはしご車でしたが、30m級と40m級が加わり充実しました。

また、はしご車等の特殊車両は重複することになり、整理することで経費の節減に繋がります。15m級はしご車は廃車しました。また、救助工作車は3台となり、古い旧東近江の車両を1台廃車する予定です。

財政規模が大きくなることで、車両の更新にも余裕が生まれました。

(4) 人事異動・研修等の充実

旧愛知郡では1本部1署2出張所だったので人事異動もあまり無く、アットホームな感じでした。それには賛否両論あるかと思います。

広域化するについての人事異動は、地水利等の現場を重視するなら大きな異動は出来ないが、早く東近江の体制、仕事の仕方を浸透させるには大幅な異動が必要と判断し、旧愛知郡職員の半数以上を異動させました。

旧愛知郡職員の中には46人の署に4人だけという状況もあり、当初は多少の心配もありましたが、上手く溶け込んでくれ良好な関係を築いてくれました。特に若手の職員は、旧愛知郡に比べて災害事案も多くあり、何もかもが新鮮で非常に喜んでくれました。旧東近江職員も互いに刺激し合って良い職場環境になっています。

このように、小規模本部においては人事異動による新しい職場、新しい職務といった感覚が励みになっているように感じます。

また、消防大学校を始めとする各種の研修にも組織規模が大きくなることで参加の機会も増えてきます。職員の可能性を引き出すことにも繋がっていくことと思います。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

両組合とも一部事務組合で運営してきましたので、特に問題はありませんでした。ただ、消防での広域化は果たしましたが、旧東近江には消防以外の組合事務もあり、その部分には愛荘町は加わらないため、組合議会における議決において、地方自治法第 287 条の 3 による特別議決を組合規約に盛り込みました。

(2) 給与調整、退職手当調整等

給与については若干の調整を行いました。まず、両組合には次のような相違点がありました。

	職員定数	消防長階級	給料表	昇任試験	高卒初任給
旧東近江	241	消防正監	一般行政職7級制	有り	
旧愛知郡	61	消防司令長	一般行政職6級制	無し	8号給下位

このようなことから、旧愛知郡職員の給与を一律に調整するのは非常に困難で、広域消防運営計画の給与の項には次のように記しています。

『給料表は統一し、格付けする。なお、現給を保障し、格差の是正については広域化後、必要に応じて調整するものとする。』

諸手当は、現東近江行政組合の制度に統一する。ただし、退職手当制度の取扱いについては、別途協議する。』

このことから、旧愛知郡職員の給与を精査した結果、基本的に消防司令補以下の職員について、平成 26 年度までの間で調整を終了する予定です。

広域化協議会において、委員である旧愛知郡組合議員から旧愛知郡職員の給与を早く是正するように強い要望がありました。

退職手当制度については、旧東近江は組合で基金を持ち、旧愛知郡は県退職手当組合に加盟していました。旧東近江の退職手当基金相当額を旧愛知郡職員数分を基金に繰り入れることで決着しましたが、協議会開催中には県退職手当組合から脱退することについて調整中であったことから、別途協議するという表現になっています。

(3) 広域後の検討事項

広域消防運営計画の最後に、

『広域化後、消防力の適正配置について速やかに検討し、以下の項目を見直すものとする。①消防本部の組織、②署・所の配置、③署・所の管轄区域、④職員定数』と謳っています。

これは、旧愛知郡は署所配置（1署2出張所）が東近江に比べて密であり、当然職員数も人口に比べて多く、これらの施設が平成17年以降の新築で、現状のまま存続させることとなったこと。旧東近江の4署2出張所の内、1署2出張所が老朽化で建替対象であることなどから、主として署所配置の検討を加えるというものです。

この検討は広域化後2年以内に結論づけるようになっており、3署所とも概ね配置は確定しましたが、今後国内唯一の琵琶湖上の集落への消防サービスの向上をどう図るか検討が必要です。

また、経費負担について、

『①人件費、署所運営経費は、広域化前の組合区分により負担する。②本部経費は、共通経費とする。③共通経費は、それぞれの単独時における平成25年度以降の試算状況により、広域化前の組合区分ごとに東近江78.12%、愛知郡21.88%の割合で負担する。④経費は、広域化前の組合区分ごとに算出した後、当該年度の基準財政需要額の比率に応じて各構成市町の負担額を算出する。』となっており、これは前述のとおり旧東近江に比べ旧愛知郡に人口、面積の割に施設・人員が密にあることからであります。

費用負担を平準化し基準財政需要額割のみにするには、署所配置の平準化が不可欠であり、以後相当の期間を要するものと思われま

協議会調整項目 確認票

	第1回 H23.11.1	第2回 H23.11.22	第3回 H24.1.10	第4回 H24.1.31	第5回 H24.2.13
◎運営計画関係					
●基本					
1 広域化の方式	提案	協議・確認			
2 広域化スケジュール	提案	協議・確認			
3 消防本部の名称	提案	協議・確認			
4 消防本部の位置	提案	協議・確認			
●組織					
5 消防本部の組織	提案	協議・確認			
6 部隊運用	提案	協議・確認			
7 指令センター	提案	協議・確認			
●消防署					
8 署・所の配置	提案	協議・確認			
9 署・所の管轄区域	提案	協議・確認			
10 署・所の名称	提案	協議・確認			
11 勤務形態	提案	協議・確認			
●人事					
12 職員定数		提案	協議・確認		
13 採用計画		提案	協議・確認		
●処遇					
14 身分(処遇、階級等)		提案	協議・確認		
15 給与(諸手当含む)		提案	協議・確認		
16 福利厚生		提案	協議・確認		
17 教育、訓練、研修		提案	協議・確認		
●施設整備					
18 消防施設計画		提案	協議・確認		
19 通信施設		提案	協議・確認		
●経費					
20 経費負担			提案	継続協議	協議・確認
21 財産取扱			提案	継続協議	協議・確認
22 債務取扱			提案	継続協議	協議・確認
●連携					
23 市町防災部局との連携		提案	協議・確認		
24 消防団との連携		提案	協議・確認		
●その他					
25 システム関係(財務会計・人事給与)		提案	協議・確認		
●広域後の検討事項					
26 広域後の検討事項			提案	継続協議	協議・確認
◎組合規約関係					
	第1回 H23.11.1	第2回 H23.11.22	第3回 H24.1.10	第4回 H24.1.31	第5回 H24.2.13
●基本					
27 組合名称	提案		協議・確認		
28 組合構成市町	提案		協議・確認		
29 組合共同処理事務	提案		協議・確認		
30 組合事務所の位置	提案		協議・確認		
●議会					
31 議会の組織	提案		協議・確認		
32 議員の選挙	提案		協議・確認		
33 補欠選挙	提案		協議・確認		
34 任期	提案		協議・確認		
35 特別議決		提案	協議・確認		
36 議長及び副議長	提案		協議・確認		
●執行機関					
37 管理者、副管理者及び会計管理者	提案		協議・確認		
38 任期	提案		協議・確認		
39 監査委員	提案		協議・確認		